

輪島市監査公表第 32 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月27日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月17日（金） 土木課、門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ 道路の維持管理修繕に関する省令・告示の制定（規則の一部改正）で、橋梁についても5年に1回、近接目視を基本として点検を行うこととなり事業が進められている。今後においては、点検・診断・措置・記録を明確化の目的に向け、各機関と連携し、また、課題点（技術者の確保）を検討しながら事業に取りくまれたい。

また、石川県内に接近した台風18号（秒速23.9メートル）・19号（秒速29.9メートル）では、大きな被害は確認されなかった。しかし、輪島市塙田町・門前町地内において倒木等の被害があったことが伺われた。市民生活の利便性及び道路上の安全確保のため、修復業務・整備にと迅速な対応をお願いする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。